

2025 年度 高校生等海外進学支援事業（おおさかグローバル塾）
事業委託仕様書

1 事業名 高校生等海外進学支援事業（通称：おおさかグローバル塾）

2 事業目的・内容

大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な、世界で活躍できるトップレベルのグローバル人材の育成を目的として、海外の大学での学位取得をめざす大阪府内在住の高校生等を対象に、海外進学に対応できる英語力や高度なコミュニケーション力等を身に付ける講座、夏休み期間の英国リーズ大学での短期留学に加え、受講生個々に合わせたきめ細かな進路指導や将来の活躍への意識向上などを行う総合的な海外進学支援プログラムを実施する。

3 事業規模 受講生定員：50 名

4 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 履行場所 大阪府内及び海外短期留学先

6 委託上限額 35,387 千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 委託事業の内容

海外の大学での学位取得をめざす大阪府内在住の高校生等を対象とした海外進学支援プログラムを実施する。（各業務内容の詳細については、項目 9～16（2～22 ページ）に記載。）また、事業の実施にあたっては新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢の変化等による影響を考慮し、対策を講じた上で、事業目的を達成できる効果的なプログラムとなるよう工夫すること。

8 成果指標

- （1） プログラム修了後、海外進学を実現させる者の数：修了生のうち海外進学者が半数以上
- （2） 海外進学に必要な英語力の習得：受講生全員が海外進学に必要なレベルを獲得
- （3） 更なる進学先選択肢拡大のための英語力強化：受講生が受検する英語検定試験『IELTS』において、Overall スコア 5.5 以上を達成した者の割合が 90%以上を達成。（残り 10%についても海外進学に必要なレベルまでの向上にかかる補足的サポートを実施）

9 事業全体のスケジュール

日程（令和7年度）	事業実施内容等	実施主体	仕様書 項目番号 （ページ）
2月19日（水）から 4月21日（月）	令和7年度受講生募集に向けた広報 （令和7年度受講生募集期間中）	大阪府 （契約後、 受託者）	10（2） 5ページ
3月26日（水）から 4月21日（月）	出願書類の受付、 受講生募集説明会動画公開（予定）	大阪府	10（3） 5ページ
4月初旬	契約締結	大阪府 受託者	-
契約締結以降	年間を通じた事業概要周知の広報	受託者	10（4） 5～6ページ
	業務実施計画書の提出	受託者 →大阪府	11 21ページ
4月21日（月）から 4月22日（火）	出願書類審査	大阪府	10（5） 6ページ
4月23日（水）	出願書類審査通過連絡		10（6） 6ページ
4月24日（木）	出願書類の引継ぎ	大阪府→ 受託者	10（7） 6ページ
4月27日（日）	1次選考（筆記）	受託者	10（8） 6～7ページ
4月28日（月）	1次選考結果通知、結果開示		10（9） 7ページ
4月29日（火・祝日）	2次選考（面接・グループワーク等）		10（8） 6～7ページ
5月1日（木）	2次選考結果通知、結果開示		10（9） 7ページ
5月11日（日）	入塾式、入塾オリエンテーション	大阪府 受託者	10（10） 7～8ページ
5月	個人負担金の徴収	受託者	10（11） 8ページ
	IELTS 模擬試験		10（12） 8～9ページ
5月～7月	海外進学準備講座（前期講座） ※以下、前期講座とする。		10（13） 9～13ページ
	アンケート実施①		10（23） 20ページ
	海外進学に向けての進路指導等	10（13） 12～13ページ	
	アンケート実施②	10（23） 20ページ	
7月26日（土）から 8月3日（日）（予定）	英国リーズ大学にて短期留学 （大阪発着日を含め9日間）	大阪府 受託者	10（14） 13～16ページ
8月前半	中間成果報告会	大阪府 受託者	10（15） 16～17ページ
	アンケート実施③	受託者	10（23） 20ページ

【仕様書】

日程（令和7年度）	事業実施内容等	実施主体	仕様書 項目番号 （ページ）
8月後半～9月前半	IELTS 模擬試験	受託者	10 (12) 8～9 ページ
9月～翌年2月	海外大学受験講座（後期講座） ※以下、後期講座とする。		10 (13) 9～13 ページ
	アカデミックスキル向上イベント		10 (16) 17 ページ
	海外進学後の活躍に向けた取組み		10 (17) 17～18 ページ
	講座見学会（オープンキャンパス）		10 (18) 18 ページ
	海外進学に向けての進路指導等		10 (13) 12～13 ページ
	アンケート実施④		10 (23) 20 ページ
12月後半～ 翌年2月前半	IELTS 団体受検		10 (19) 19 ページ
翌年2月22日（日） （予定）	年間成果報告会 及び修了証書授与式	大阪府 受託者	10 (20) 19 ページ
翌年2月後半～	令和8年度受講生募集に向けた 広報	大阪府 受託者	10 (21) 19 ページ
翌年3月末まで	業務引継ぎ書を大阪府に提出	受託者 →大阪府	10 (24) 20～21 ページ
	事業完了報告書を大阪府に提出		12 21 ページ

10 事業内容及び委託事業内容において企画提案を求める事項

下記（１）～（２４）においては、【委託事業内容】及び【留意事項】を踏まえて【提案を求める事項】に基づいて提案すること。

(1) 事業運営に係る実施スケジュール及び実施体制

① 事業運営に係る実施スケジュール

【提案を求める事項】
<p>(ア) 仕様書『9 事業全体のスケジュール』に基づく、具体的な年間事業スケジュール（以下、①～④について具体的に提案すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前期講座、短期留学、短期留学の代替プログラム、後期講座のスケジュール ② IELTS 模擬試験、団体受検 ③ 受講生の海外進学に対する目的意識の向上やモチベーション維持を図れるような海外の大学等への進学経験者との交流イベント等 ④ IELTS 団体受検までに IELTS の Overall スコア 5.5 以上の達成が困難と想定される受講生に対する具体的な補足的サポートのスケジュール
【留意事項】
<ul style="list-style-type: none"> ● スケジュールは、別添様式 1～4 を参照し、提案すること。 ● 海外進学の手配スケジュールに合わせ、効果的な時期に効率的に実施できるようなプログラムのスケジュール及び実施体制とすること。 ● 海外進学に向けての進路指導、進路相談（令和 6 年度修了生含む）は随時実施すること。 ● 受託者により実施する短期留学説明会、イベント等のスケジュールを明記すること。

② 事業運営に係る実施体制

【提案を求める事項】
<p>(ア) 本事業を効果的かつ円滑に実施できる実施体制（以下、①～④について具体的に提案すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教員、スタッフ等の人員配置 ② 事業（短期留学、短期留学の代替プログラムを含む）の実施体制 ③ 海外進学に向けての受講生へのサポート体制 ④ 令和 6 年度の修了生へのサポート体制
【留意事項】
<ul style="list-style-type: none"> ● 上記（ア）①人員配置は、配置する人員やスキル（業務経験や年数、類似事業での実績等）を具体的に明示すること。 ● 上記（ア）①人員配置は、英語ネイティブの教員を配置すること。（ネイティブ講師による講座時間の割合は、全体の講座時間数の 2/3 以上確保すること。） ● 上記（ア）①人員配置は、短期留学時の引率者は 3 名とすること。 ● 上記（ア）②事業（短期留学、短期留学の代替プログラムを含む）の実施体制については、以下を明示すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施会場（受講生選考、短期留学、大阪府の主催行事以外） 2. 受講生の安全を確保するための対応方法や体制等の危機管理体制 3. 受講生への連絡方法も含めたプログラム中の受講生の管理体制

【仕様書】

- 上記（ア）③及び④のサポート体制については、それぞれ以下を明示すること。
 1. 配置する人員やスキル（業務経験や年数、類似事業での実績等）
 2. 実施会場
 3. 進路指導に必要な情報収集体制
 4. 具体的なサポート内容
 5. 年間のサポートスケジュール
- 過去の類似事業実績（現場での経験等）がある場合は、応募書類の様式4「類似事業実績申告書」にて明示すること。

（2） 令和7年度受講生募集に向けた広報（契約締結日～4月21日（月））

【委託事業内容】

1. 令和7年度受講生募集については、大阪府と連携し、募集に向けた広報を行うこと。
2. 広報手法は、本事業の受講生募集や活動内容周知に向けて、PR動画等を作成し、本事業専用のSNS等においてSNSマナーを徹底した上で、安全かつ効果的な広報を行うこと。なお、学校への周知において、出願者を多く募るための効果的で実効性の高い広報の方策等により、十分に行うこと。
3. 事業者は、本事業専用のSNS等において、事業者が作成した事業の活動内容（動画、写真、ブログ等）をコンテンツとして継続的に投稿し、積極的に広報活用すること。事業者は、本事業専用のSNS等に関しては、契約締結日から2026年3月31日までアカウントを運営することとする。

【提案を求める事項】

- （ア） 広報スケジュール
- （イ） 具体的な広報手法
- （ウ） SNS等の運用・管理方法

【留意事項】

- 上記（ア）広報スケジュールについては、別添様式5「年間広報スケジュール」にて明示すること。

（3） 出願書類の受付、受講生募集説明会動画公開（予定）

- 受講生募集（参考1「2025年度おおさかグローバル塾受講生募集要項概要」を参照）から出願書類審査までは大阪府が実施する。
- 受講生募集説明会動画の作成・公開は大阪府が実施する。

【委託事業内容】

1. 大阪府が作成した当該動画公開後は、受託事業者による募集活動時に本動画を広く周知すること。

（4） 年間を通じた事業概要周知の広報（契約締結日～令和8年3月31日）

【委託事業内容】

【仕様書】

1. 契約締結後、大阪府の承認を得た上で、年間を通じた事業概要周知の広報を実施すること。
2. 下記(イ)広報手法は、本事業の受講生募集や活動内容周知に向けて、PR 動画等を作成し、本事業専用の SNS 等において SNS マナーを徹底した上で、安全かつ効果的な広報を行うこと。なお、学校への周知において、効果的な手法により十分に行うこと。
3. 事業者は、本事業専用の SNS 等において、事業者が作成した事業の活動内容（動画、写真、ブログ等）をコンテンツとして継続的に投稿し、積極的に広報活用すること。
4. 事業者は、本事業専用の SNS 等に関しては、契約締結日から 2026 年 3 月 31 日までアカウントを運営することとする。なお、契約期間終了日の 2026 年 3 月 31 日以降は、本 SNS 等アカウントの運用を停止し、運用停止したことを大阪府に報告すること。

【提案を求める事項】

- (ア) 広報スケジュール
- (イ) 具体的な広報手法
- (ウ) SNS 等の運用・管理方法

【留意事項】

- 上記(ア)広報スケジュールについては、別添様式 5 「年間広報スケジュール」にて明示すること。

(5) 出願書類審査

- ・ 出願書類審査は、大阪府が出願書類により出願資格を満たしているかの要件を審査する。

(6) 出願書類審査通過連絡

- ・ 大阪府は、出願者へ出願書類審査通過を通知する。

(7) 出願書類の引継ぎ

- ・ 大阪府は、出願者へ出願書類審査通過を通知後に、受託者へ出願書類の引継ぎを行う。

【委託事業内容】

1. 受託者は、引継ぎを受けた出願書類を確認すること。

(8) 1次選考（筆記）、2次選考（面接・グループワーク等）

【委託事業内容】

1. 受託者は、1次選考及び2次選考を実施し、本事業の目的に資する受講生（定員 50 名）を選出すること。なお、選考においては、公平性を確保するとともに、（参考 1）「2025 年度おおさかグローバル塾受講生募集要項概要」を参照し、出願書類で確認する内容（志望理由、海外進学計画や将来像、大阪への貢献など）

<p>や、求める人物像を踏まえて選考を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 1次選考及び2次選考の各会場を確保すること。 3. 1次選考及び2次選考内容と、それぞれの選考における具体的な審査基準を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得ること。 4. 1次選考日までに受講生配付用として、年間の具体的な講義日程案を作成し、事前に大阪府と協議し承認を得た上で、1次選考日において出願書類審査通過者へ参考送付しておくこと。 5. 選考結果については、1次選考と2次選考の総合結果をもって受講生を選考すること。

<p>【提案を求める事項】</p> <p>(ア) 1次選考及び2次選考会場</p> <p>(イ) 1次選考（筆記試験等（英語））、2次選考（面接（日本語及び英語）、グループワーク等）の具体的な選考内容及び審査基準</p> <p>(ウ) 審査官の人選など、選考を効果的かつ円滑に実施できるような選考体制、選考時間割等の実施要領</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 選考過程においては、客観性を担保するため、大阪府も1次選考及び2次選考に参画する。 ● 上記(イ)審査基準については、海外進学に必要な英語力の習得、IELTSのOverallスコア5.5以上を見込み、かつ、より海外進学を強く希望する受講生を選抜するための具体的な選考内容及び審査基準とすること。 ● 上記(ウ)選考体制については、応募者数が定員の2倍以上であっても実施することができる人員体制、会場、選考時間割等の実施要領を具体的に提案すること。
--

(9) 選考結果通知、結果開示

<p>【委託事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者は、別途指示する様式で大阪府に選考結果について情報提供を行い、大阪府の承認を得た上で、各出願者に1次選考及び2次選考のそれぞれの結果を通知すること。また、受託者の定める期日（結果通知日から3日以内（土日祝除く）を目安とする）までに2次選考合格者から受講承諾を得ること。 2. 受託者は、出願者本人から、選考結果の開示要求がされた場合、対応すること。なお、開示する内容等は別途定める。

(10) 入塾式、入塾オリエンテーション

<p>【委託事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入塾式は、大阪府の主催により実施するが、受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力すること。 2. 入塾式後に、受託者は日本語で、入塾オリエンテーションを実施すること。なお、入塾オリエンテーションは、海外進学準備講座（前期講座）の1日目に含

めないこと。

3. 入塾オリエンテーションにおいては、おおさかグローバル塾のしおりを作成し、受講生へ配付すること。

【提案を求める事項】

- (ア) 入塾オリエンテーションの実施内容、実施体制
- (イ) 入塾オリエンテーション時に配付予定の「おおさかグローバル塾のしおり」作成にあたる、掲載内容等
- ※ 例) 年間スケジュール、受講生の心得、欠席届、変災時等に伴う措置、実施概要、実施体制、個人負担金の徴収、パスポート・ビザ等取得に関する案内、リーズ大学短期留学スケジュール、講座会場、プレゼン等のイベント、IELTS 模擬試験・団体受検に関すること 等

【留意事項】

- 入塾オリエンテーションにおいては、受講生に対し、プログラム全体の流れや心構えなどを説明するとともに、選考等で確認した「海外進学の目的」、「将来のキャリア」、「大阪への貢献」に受講生に再認識させること。

(1 1) 個人負担金の徴収

【委託事業内容】

1. 個人負担金は、おおさかグローバル塾の受講を決定した後 1 か月以内に徴収することとし、原則納付後の返還には応じないものとする。
2. 受託者は、委託金額に加え、受講生全員から個人負担金（受講生 1 名につき 240,000 円）を徴収し、短期留学費に充てること。
3. 受託者は契約締結後に、おおさかグローバル塾の受講を決定した後の個人負担金の徴収実施日程、徴収方法、受講生への案内方法等を大阪府に提示し事前に承認を得ること。
4. 当該個人負担金には、本事業の講座受講等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要なパスポート・ビザ取得費用、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代、渡航に必要な検査料等の費用は含まないため、別途受講生の自己負担とすること。

(1 2) IELTS 模擬試験（2 回）

【委託事業内容】

1. 英語力の測定は、後期講座で受検する IELTS（※ 1）団体受検（※ 2）により行い、その中間測定として、IELTS 模擬試験を行う。
2. 受託者にて IELTS 模擬試験を作成・準備の上、受講生全員に IELTS 模擬試験を団体受検させ、個々の英語力を把握・分析し、結果を大阪府に報告すること。なお、IELTS 模擬試験の団体受検は、通常の講座時間外に実施すること。

（参考）

- ※ 1) IELTS・・・世界で 140 カ国以上の教育機関、国際機関、政府機関で採用されている世界的に認められた英語検定試験。英語の 4 技能（スピー

キング、ライティング、リーディング及びリスニング)を測る試験であり、日本では公益財団法人日本英語検定協会が運営。

※ 2) IELTS 団体受検については項目 (19) (19 ページ) を参照すること。

【提案を求める事項】

- (ア) 下記①②における IELTS 模擬試験の実施体制及び実施日
- ① 1 回目の実施) 原則、海外進学準備講座 (前期講座) の 2 回目の講座日まで
 - ② 2 回目の実施) 原則、短期留学後から海外大学受験講座 (後期講座) の 2 回目の講座日まで
- (イ) IELTS 本試験と同程度以上を想定した模擬試験の具体的な内容
- (ウ) 受講生への案内方法等

【留意事項】

- 受検時に必要があれば、マイク付きヘッドフォンは、大阪府から受託者に貸与することができる。
- IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の平均点の結果に基づく減額措置プログラムで実施する全ての IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の Overall スコア結果の平均点が、出願資格の 1 つである IELTS の Overall スコア 4.0 未満となった受講生が発生した場合、受講生 1 名あたりの該当経費 (教材費、IELTS 模擬試験費、IELTS 団体受検料、短期留学に係る渡航費の実費) の 5% を委託費より減額する。なお、Overall スコアの平均点の算出においては、少数第 2 位を切り上げて計算する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受検において変更があった場合等については、別途協議を行う。(ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。)

(13) 海外進学準備講座 (前期講座)、海外大学受験講座 (後期講座) 【共通】

- 令和 7 年 5 月～翌年 2 月の 10 か月にわたって、受講生 50 名のクラス運営を実施する。
- 共通項目は以下①～④とし、各講座 (前期講座・後期講座) の提案内容に含めること。
 - ① クラス編成、講座の運営管理
 - ② 受講生の管理
 - ③ 内容・カリキュラム等
 - ④ 海外進学に向けての進路指導等

① クラス編成・講座の運営管理

【委託事業内容】

<クラス編成>

1. 原則 1 クラス 12、13 名程度、4 クラス (午前・午後それぞれ 2 クラス) とする。また、受講生の英語力や希望時間等に配慮し、効果的なクラス編成を行うこと。

<講座会場>

1. 受講生が通いやすく利便性、安全性が高い会場を確保すること。

<講座時間>

1. 原則として年間 60 時間以上とする。なお、それぞれ以下記載時間を目安とする。(ただし、日曜日の開催が難しい場合は、受講生が通塾しやすいようなスケジュールを提案すること。)

① 海外進学準備講座（前期講座）原則毎週日曜日：27 時間以上

② 海外大学受験講座（後期講座）原則隔週日曜日：33 時間以上

※ 原則 1 日 3 時間（休憩時間を含まない）

（講座時間例）

◇ 午前 9:15～12:30（途中休憩 15 分）2 クラス

◇ 午後 1:30～4:45（途中休憩 15 分）2 クラス

（午前・午後クラスで交流を図ることができるよう工夫すること）

2. ネイティブ講師による講座時間の割合については、全体の講座時間数の 2/3 以上確保すること。

3. オンラインでの授業については、年間講座時間のうち 10 時間以内とし、効果的な講義を提案すること。

＜クラス・講座の運営・管理体制＞

1. 受託者の管理下にある間、自宅とおおさかグローバル塾との往復途上にある間、受講生に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故にも備え、傷害保険に加入するなど安全を確保できる体制をとること。

2. 携帯通信端末機のアプリケーション等を活用し、受講生、受託者、大阪府の間で、情報共有や緊急時の連絡が取れるような体制をとること。

【提案を求める事項】

(ア) クラス編成

(イ) 講座会場

(ウ) 講座時間

(エ) クラス・講座の運営・管理体制

② 受講生の管理

【委託事業内容】

＜健康状態申告書の提出＞

1. 健康状態申告書の提出においては、以下の時点において、受講生全員から健康状態申告書（別途様式）の提出を受け、健康状態に問題がないか確認し、確認内容を大阪府に報告すること。

① 海外進学準備講座（前期講座）の 2 回目の講座日まで

② 短期留学出発前

＜講座等の出欠管理＞

1. 以下の【受講生の欠席等の取扱い】に留意するとともに、受講生の講座の出欠管理を徹底し、定期的に出欠状況等を大阪府に報告の上、必要に応じて府と協議し対策をとること。なお、新型コロナウイルス感染症等の影響による受講生の欠席等に備え、必要に応じて在学する高校等に状況の把握や連絡が取れるような体制を整えること。

【受講生の欠席等の取扱い】

① 海外進学準備講座（前期講座）を 3 日以上欠席した場合、原則短期留学に参加させない。

- ② 短期留学への不参加または IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の未受検、全体のプログラムを通じ4日以上欠席となった場合（※）、原則終了証書を授与しない。ただし、大阪府の認めた補講を受けた場合、欠席日には含めない。

※ 重要な学校行事、忌引、新型コロナウイルス感染症等の影響で在学する高校等が休業の場合で、書面による申出があった場合を除く。

★「重要な学校行事」とは、学校又は学年における全ての生徒が一堂に会するような行事で、他の日程での代替参加ができないもの（入学式、卒業式、修学旅行、文化祭のほか、大阪府が認めるもの）をいう。

※ なお、台風や交通機関のストライキ等による講座休講の場合を除く。

＜受講生に問題が発生した場合の対応＞

1. 受講生に問題等が発生した場合の対応策として、受講生に、プログラムへの参加等に影響を与える可能性のある事象（体調不良による在学する高校等の長期欠席等）、問題（在学する高校等における出席停止や懲戒処分等）等が発生した場合、大阪府に速やかに報告し、対応を協議すること。なお、当該の事象、問題等が発生した場合は、次のような措置をとる場合がある。

- ① 在学する高校等において、出席停止などの懲戒処分を受けた受講生については、大阪府がその内容、事実を学校長に確認の上、プログラムに参加させないこととする。
- ② 講座において、頻繁に宿題を忘れる、故意にグループワークに協力しない、受講生個人の SNS 等に本事業に関する不適切な発言や事業全体の品位を損ねるような内容を掲載する、その他講座の進行を妨げる行為などに対し、再三の注意をしても改善が見込めず、その後の継続が困難と認められる受講生については、受託者の相談に基づく大阪府の判断でプログラムに参加させないこととする。

【提案を求める事項】

- (ア) 講座等の出欠管理方法及び受講生との連絡体制
(イ) 受講生に問題が発生した場合の対応策

③ 内容・カリキュラム等

【委託事業内容】

1. 講座は原則として英語で行い、受講生間の会話・対話も英語を基本とすること。
ただし、講座内容により日本語による説明が必要な場合は、その限りではない。

＜各講座の内容・カリキュラム＞

1. 最新の IELTS 試験情報を入手した上で、IELTS のスコアアップトレーニングを行い、海外進学に必要な英語スキル、スコアの取得をめざすこと。
2. また、IELTS 団体受検までに IELTS の Overall スコア 5.5 以上の達成が困難と想定される受講生に対する具体的な補足的サポートを実施すること。
3. 英語で大阪をはじめ日本や世界の歴史・文化・時事問題や SDGs 等を学ぶとともに、それらをテーマにディスカッション、ディベート、プレゼンテーション等を行うなど、世界の人々としっかりとコミュニケーションできる力を育てること。
4. 海外の大学での学習法、講義への臨み方、海外での礼儀やマナーといった現地ルールやトラブルへの対処法を学ぶなど、自信を持って海外生活を送る力を育

てること。

＜中間成果報告会にむけたプレゼン作成・準備＞

1. 短期留学先及び中間成果報告会において発表する、大阪の魅力発信やSDGs、大阪・関西万博2025等に関連するプレゼンテーション等を受講生に作成させること（英語で発表）。なおテーマについては、事前に大阪府と調整すること。

＜年間成果報告会にむけたプレゼン作成・準備にかかるスケジュール及びその内容＞

1. 受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来や今後の大阪への貢献などをテーマに、プレゼンテーション形式等を受講生に作成させること（原則、英語で発表）。

【提案を求める事項】

- (ア) 各講座の内容・カリキュラム
- (イ) 講座で使用する教材（サンプルを添付すること）※既存の類似教材の添付可
- (ウ) 中間成果報告会にむけたプレゼン作成・準備にかかるスケジュール及びその内容
- (エ) 中間成果報告会でのプレゼンテーション発表後に、発表内容に関して受講生同士が相互に質問したり回答したりできる能力を鍛えられるような仕組みを提案すること。
- (オ) 年間成果報告会にむけたプレゼン作成・準備にかかるスケジュール及びその内容

【留意事項】

- 上記(ア)各講座の内容・カリキュラムにおいて、IELTS 団体受検までにIELTS の Overall スコア 5.5 以上の達成が困難と想定される受講生に対する具体的な補足的サポートの内容を提案すること。（ただし形式は対面、オンラインを問わない。）

④ 海外進学に向けての進路指導等

【委託事業内容】

＜海外進学に向けての進路指導＞

1. 海外進学に関する最新情報を収集し、受講生の進路希望や状況の把握に努め、プログラムの適切な時期に以下の対策を講じること。また、受講生の進路指導等に当たっては、受講生の海外進学に対する目的意識を高めるとともに、海外進学後の将来のキャリア形成の観点も踏まえ行うこと。
2. 海外進学の基本情報（出願手続き、最終学歴の成績評価（GPA 換算）の重要性等）や、出願校の選び方について、説明・指導を行う場を設けること。なお、出願校については、特定の国や大学等への誘導はせず、受講生個々の希望やスキルに合わせた適切なアドバイスを行うこと。
3. 出願のためのエッセイの作成指導をきめ細かく実施するとともに、必要に応じ、SAT（大学進学適性試験）などのアドバイスを実施すること。
4. 海外進学に係る奨学金の案内や、受講生の応募状況を確認し、奨学金獲得のための指導・助言を行うこと。
5. 出願のために必要な手続き（入学願書、推薦書、身上書、志望動機説明書の作成等）や、進学のための手続き（ビザ取得、入学手続き、渡航準備等）について、指導・助言を行うこと。

6. 海外の大学等への進学経験者との交流イベント等を実施し、受講生の海外進学に対する目的意識の向上や、モチベーション維持を図ること。

＜海外進学相談＞

1. 受講生の海外進学に関する悩みや相談に、個別に柔軟に対応すること。（ただし対面、オンライン等の非対面は問わない。）
2. 受講生が在学する高校等を訪問するなどにより、受講生の進路指導の状況を把握すること。
3. なお、個別面談の結果を大阪府に随時報告すること。

＜令和6年度修了生へのサポート＞

1. 令和6年度修了生の多くが高校2年生であったことから、令和6年度の修了生からの海外進学相談に応じるとともに、海外進学に向けての進路指導、海外進学相談の内容について、可能な限り受講生と同様のサポートを行うこと。

【提案を求める事項】

(ア) 海外進学に向けての進路指導の手法

以下、①②についても具体的に示すこと。

- ① 受講生の積極性を高め、海外進学を希望する受講生だけではなく、国内進学と迷っている受講生に対しても海外進学意欲を高める手法
- ② 受講生だけではなく、受講生の保護者や府内高校の教員向けの海外進学に関する情報提供の手法

(イ) 海外進学相談体制

(ウ) 令和6年度修了生への対応手法

【留意事項】

- 上記（ア）～（ウ）については、配置する人員やスキル、実施会場、進路指導に必要な情報収集体制、具体的な内容、年間のスケジュール等を提案すること。なお、令和6年度修了生の情報については、大阪府から提示する。
- 大阪の国際化に貢献しうる人物の育成に努める内容とすること。

(14) 英国リーズ大学にて短期留学（令和7年度は7月26日（土）から8月3日（日）まで（予定））

【委託事業内容】

＜英国リーズ大学への短期留学＞

1. 大阪府は、英国リーズ大学との間で本事業の短期留学プログラムの提供に関する連携協定を締結しており、令和7年度のおおさかグローバル塾の短期留学について、以下のとおり予定している。ただし、新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢の変化等による影響により、短期留学の実施及び渡航について変更する場合がある。
 - ① 日程：令和7年7月26日（土）～8月3日（日）のうち連続する9日間（予定）
（リーズ大学滞在は、7月27日（日）～8月2日（土））
 - ② 留学先：リーズ大学
 - ③ 滞在先：リーズ大学学生寮（食事付き）
 - ④ 参加者：受講生50名、引率者5名（大阪府職員2名、受託者3名を予定）

2. 受託者は、大阪府と契約締結後、大阪府及びリーズ大学と短期留学プログラムの具体的な内容を調整の上、決定すること。
3. 本プログラムに必要な費用については、受託者がリーズ大学に支払うこと。
4. リーズ大学での短期留学中の活動内容、受入体制及び概算費用などの概要については、リーズ大学作成の『Osaka Global Summer School August 2025-PROPOSED Programme Of Activities』（以下、「OGSS 提案書」とする。）を参考にすること。

【OGSS 提案書】

- 「OGSS 提案書」については、大阪府から以下のとおり配付する。
 - ① 配付期間：令和7年2月19日（水）～3月18日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。
 - ② 交付方法：下記③1.送付先あてに送信されたメールアドレスに対し、パスワードを付して送付（返信）する。
 - ③ 配付を希望する場合は、以下の国際課担当まで電子メールにて連絡すること。
 1. 送付先：osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp
 2. 件名は「【事業者名】OGSS 提案書の配付希望」とすること。
（例：【〇〇株式会社】OGSS 提案書の配付希望）
 - 郵送による配付は行わない。
 - 配付時に質問は一切受け付けない。
 - 電子メール送信後、3営業日以内に国際課担当から返信がない場合は電話連絡すること。

5. 上記【OGSS 提案書】の内容を踏まえたうえで、具体的な短期留学全体のプログラムの詳細等については、受託者がリーズ大学関係者と直接調整を図ること。なお、リーズ大学関係者の情報については、大阪府から提示する。
6. 実際の講義又は実際の講義に近い特別講義を中心としたプログラムを実施すること。講義時間は合計20時間以上とし、人文、社会、自然科学等、幅広い分野の講義とすること。
7. 短期留学中は、受講生に対し、当日のプログラムの振り返りをさせるとともに、翌日のスケジュールやプログラム内容の説明を行うこと。
8. 現地学生との交流イベントの開催など、受講生が直接現地の人とコミュニケーションを図る機会を設けること。
9. 短期留学の終盤に、前期講座から短期留学期間までの一連の成果をプレゼンテーションにまとめ、大学関係者を相手に発表する機会を設けること。なお、現地でのプレゼンテーション作成等が滞りなく行えるよう、使用するパソコン等は事前に準備しておくこと。
10. 短期留学中は、受講生が自発的かつ積極的に行動し、できるだけ英語のみで生活をするような工夫をすること。

<短期留学説明会>

1. 受講生及び保護者に対し、短期留学説明会を短期留学の2か月前及び1週間前を目途に2回以上実施すること。なお、当該説明会では、具体的なスケジュール

ル、プログラムの内容等が記載された「短期留学のしおり」を作成し、受講生全員に配付すること。「短期留学のしおり」の作成にあたっては、事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。

＜短期留学にかかる下見＞

1. 受託者は短期留学出発前までに、移動導線や緊急時の現地連絡先等の確認、リーズ大学でのプログラム等の詳細を現地担当者と決定するための下見を行うこと。
2. 上記【OGSS 提案書】の内容を踏まえたうえで、受託者がリーズ大学関係者と直接調整を図ること。なお、リーズ大学関係者の情報については、大阪府から提示する。

＜渡航・滞在＞

1. 短期留学に参加する者（受講生、大阪府担当者を含む引率者）に係る必要な渡航・交通手段等については、受託者において全て確保すること。また、受託者において費用を負担すること。ただし、大阪府担当者に係る費用については、短期留学終了後、受託者から請求があり次第、別途大阪府が負担する。
2. 渡航に必要なとなる検査や手続き等について把握して受講生に情報提供するとともに、短期留学に参加する受講生全員に、必要に応じて検査や手続き等を義務付けること。
3. 海外旅行保険は、現地への救護費用を対象に含めたものとし、短期留学に参加する受講生全員に加入を義務付けること。
4. 短期留学の受託者における日本からの引率者は3名とすること。
5. 滞在中の現地での活動においては、十分に受講生の安全を確保できる体制をとること。
6. 上記【OGSS 提案書】の内容を踏まえたうえで、受託者がリーズ大学関係者と直接調整を図ること。なお、リーズ大学関係者の情報については、大阪府から提示する。

＜短期留学代替プログラム＞

1. 新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢の変化等の影響により、英国リーズ大学への短期留学が実施できない場合、以下の要件等、内容を踏まえ短期留学の代替プログラムを実施すること。なお、短期留学が実施される場合は、代替プログラムは実施しないこととする。

① 代替プログラムの要件等

- ・ 代替プログラムの実施時期は、後期講座の開始前を前提とし、短期留学の実施を予定している期間（令和7年7月26日（土）～8月3日（日）のうち連続する9日間）での実施すること。
- ・ 代替プログラムの実施方法は、対面、オンライン等の非対面かは問わない。
- ・ 代替プログラムの実施にかかる費用は、短期留学の実施で積算した費用を超えない範囲とし、差額については、契約完了後に精算して委託費を減額する。
- ・ 英国リーズ大学と代替プログラムを実施する場合は、その実施を優先することとし、受託者は、大阪府と契約締結後、大阪府及びリーズ大学と代替プログラムの具体的な内容を調整の上、決定すること。

＜その他＞

1. 短期留学に参加できなかった受講生には、修了証書を授与しない。短期留学

【仕様書】

の代替プログラムについても、参加できなかった受講生には、原則修了証書を授与しないものとする。

2. 短期留学、短期留学の代替プログラムの期間中における体調不良などに起因するプログラムの不参加については、当該プログラムの内容に応じ、受託者の判断により欠席扱いとすることができる。
3. 短期留学及び代替プログラムの実施のため、旅行業法上の基本的旅行業務（※参考2「旅行業法上の基本的旅行業務（旅行業法抜粋）」参照）（運送又は宿泊についての業務）を取り扱う場合、受託者は、第1種旅行業登録業者であることとし、又は、登録を行っていない場合は、短期留学及び代替プログラムにおける基本的旅行業務を第1種旅行業登録業者に再委託すること（ただし、再委託については事業委託仕様書「14 再委託について」の内容に留意すること。）。なお、短期留学における現地大学寮等での滞在は、基本的旅行業務における宿泊のサービスに当たらないため、上記再委託の手続きを省略することができる。

【提案を求める事項】

- (ア) 短期留学にかかる実施体制及びスケジュール
- (イ) 短期留学説明会の実施概要、スケジュール及び実施手法
- (ウ) 短期留学にかかる下見実施体制
- (エ) 渡航・滞在の内容
- (オ) 短期留学の代替プログラム（要件、内容等）
- (カ) 短期留学における危機管理体制

【留意事項】

(オ) 短期留学代替プログラム

- 代替プログラムの要件等
 - ・ 代替プログラムの実施場所は、国内外問わないが、実現可能なプログラムを提案すること。
- 代替プログラムの内容
 - ・ 英国リーズ大学への短期留学の代替となるプログラムとして相応しい内容となるよう、次の3つの観点を盛り込んだ内容とすること。
 - ① 海外の大学等の講義を受講し、学習法を学ぶことができること。
 - ② 海外の大学の学生等とコミュニケーションし、交流できる機会を設けること。
 - ③ 代替プログラムの一連の成果として、プレゼンテーション発表などを行うこと。

(15) 中間成果報告会

【委託事業内容】

1. 中間成果報告会は、大阪府の主催により実施するが、受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力すること。
2. 中間成果報告会において、前期講座から短期留学までの期間の成果として、前期講座や現地で学んだ内容を活かし、大阪の魅力発信や大阪・関西万博2025、SDGs等に関連したプレゼンテーション等で発表させること（原則、英語で発表）。
3. 発表テーマ、詳細については、事前に大阪府と協議の上、受講生へ海外進学準

備講座（前期講座）3回目までに通知すること。

4. 大阪府の主催により実施するが、受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力するとともに、参加必須でない行事であっても受講生が進んで参加するように工夫し、参加を促進すること

（16）アカデミックスキル向上イベント

【委託事業内容】

1. 後期講座期間に、受講生のアカデミックスキルを養成する取組みを実施すること。また、成果の発表として、ディベート、ディスカッション等のイベントを実施すること（原則、英語で発表）。
2. 本イベントについては、動画撮影を行い、録画データは大阪府に送付すること。
3. 実施する日程等については、大阪府と実施2か月前より協議の上、遅滞なく実施できるよう準備すること。

【提案を求める事項】

- (ア) 受講生の考える力、伝える力、聞く力を育て、ディスカッション力、ディベート力などのコミュニケーション力を強化できる具体的なイベント内容（以下例を参照）
- 例1）ディベート大会：受講生を「賛成」「反対」の2グループ分けして、議題に対して討論させる。議題等については、社会課題やSDGs等といった高校生等にも馴染みある内容とすること。
 - 例2）ディスカッション大会：社会課題やSDGs等といった高校生等にも馴染みある内容からテーマ設定を行い、受講生が自由に意見を出し合えるような内容とすること。また、受講生が各自出し合った意見に対して、他の受講生から建設的な意見が出せるような取組みを併せて提案すること。
 - 【具体的な課題】海外の大学進学後でも必要なプレゼンテーション発表後の質問対応において求められる、受講生の論理的思考力、意見の主張、交渉・折衝力
- (イ) 当該イベントで向上を見込む具体的なアカデミックスキル
- (ウ) 実施時期（スケジュール）
- (エ) 実施体制

（17）海外進学後の活躍に向けた取組み

【委託事業内容】

1. 受講生が海外進学後の将来のキャリア形成を意識し、具体的に考えることができるような取組みを行うこと。
2. 海外進学後の就職活動についてなど、過去の受講生を含めキャリア形成に有益な情報の提供を行うこと。
3. その他、大阪府が実施する海外進学後の活躍に向けた取組みに積極的に協力すること。

【提案を求める事項】
<p>(ア) 海外進学に対する目的意識の向上につながる取組み・イベント等と具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の3つの選択肢のうち1つ以上を選択し、委託料の範囲内で開催できるイベントの具体的な内容や実施計画等（内容や想定される連携先等も含む。）についても記載すること。 <p>（対面・オンライン等の非対面は問わないが、受講生の安全を配慮した上で実施すること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海外大学に進学した現役の大学生、海外大学を卒業後に日本（可能であれば大阪府内）で就労している日本人、海外大学を卒業した日本人を採用している企業（可能であれば大阪府内）と交流できるイベント 2. 受講生の海外進学先を定期的に調査したうえで、国や地域等ごとに分かれた最新の海外進学に必要な情報提供ができるイベント 3. 海外進学後の大学の講義等でも実際に扱われているSDGsをテーマに、他企業や大学との連携等をしたうえで、受講生の大学進学後に大阪や日本へ貢献する気持ちを育むことができるようなイベント <p>(イ) 実施形式、実施体制 (ウ) 実施時期（スケジュール）</p>
【留意事項】
<ul style="list-style-type: none"> ● 受講生の将来の活躍を見据えた上で、大阪の国際化に貢献しうる人物の育成に努める取組みを提案すること。

(18) 講座見学会（オープンキャンパス）

【委託事業内容】
<ol style="list-style-type: none"> 1. 後期講座期間中において、具体的な参加対象者、事業運営、受講生の安全面等の配慮や体制、開校予定日やその内容を明確にしたうえで、講座見学会（オープンキャンパス）を実施すること。 2. 本見学会の案内等について、SNS等を活用し、広報を行うこと。

【提案を求める事項】
<p>(ア) 実施形式、実施体制 (イ) 実施時期（スケジュール） (ウ) 参加対象者（教育関係者等を含む） (エ) 受講生の安全面等の配慮 (オ) 参加対象者が見学できる講座内容（以下例を参照）</p> <p>例1）実際の講座の一部に参加できるような取組み 例2）プログラムの全容やカリキュラムがわかる説明会の実施</p>
【留意事項】
<p>後期講座期間中において、具体的な参加対象者、事業運営、受講生の安全面等の配慮や体制、開校予定日やその内容を明記の上、提案すること。参加対象者及び教育関係者が、次年度以降にプログラム参加を前向きに検討できるような内容とすること。</p>

(19) IELTS 団体受検

【委託事業内容】

1. 12月後半～翌年2月前半を目途に IELTS を受講生全員に団体受検させ、個々の英語力を把握・分析し、結果を大阪府に報告すること。なお、受検は通常の講座時間外に実施すること。
2. 受講生への具体的な団体受検日等に関する案内は、受託者にて調整し、別途大阪府と協議の上、実施すること。

【提案を求める事項】

(ア) IELTS 団体受検の実施体制及び実施日

【留意事項】

- IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の平均点の結果に基づく減額措置
プログラムで実施する全ての IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の Overall スコア結果の平均点が、出願資格の1つである IELTS の Overall スコア 4.0 未満となった受講生が発生した場合、受講生 1 名あたりの該当経費（教材費、IELTS 模擬試験費、IELTS 団体受検料、短期留学に係る渡航費の実費）の 5% を委託費より減額する。なお、Overall スコアの平均点の算出においては、少数第 2 位を切り上げて計算する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受検において変更があった場合等については、別途協議を行う。
(ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。)

(20) 年間成果報告会及び修了証書授与式

- ・ 修了証書は、受託者からの依頼に基づき、大阪府が作成・授与する。

【業務委託内容】

1. 年間成果報告会は、大阪府の主催により実施するが、受託者は、これらの行事等に参加し実施に協力すること。
2. 年間成果報告会において、受講生が本プログラムを通して学んだことを活かし、自身の将来や今後の大阪への貢献などをテーマに、プレゼンテーション形式等で発表させること（原則、英語で発表）。
3. 発表テーマ、詳細については、事前に大阪府と協議の上、受講生へ海外大学受験講座（後期講座）3 回目までに通知すること。
4. 大阪府の主催により実施するが、受託者は参加必須でない行事であっても受講生が進んで参加するように工夫し、参加を促進すること。

(21) 令和 8 年度受講生募集に向けた広報

【業務委託内容】

1. 令和 8 年度事業にかかる広報の開始時期は、令和 8 年 2 月定例府議会の招集告示の日以後とする（毎年概ね翌年 2 月中～下旬頃）。なお、実際の広報開始に際し、事業の詳細等については事前に大阪府あて確認し、広報開始等の承認を得ること。
2. 令和 8 年度事業の広報詳細が調整でき次第、本事業の受講生募集や活動内容周知に向けて、本事業専用の SNS 等において SNS マナーを徹底した上で、安全かつ効果的な広報を行うこと。

(22) オンライン環境等の整備

【業務委託内容】

1. 講座会場のオンライン環境を整備すること。
2. 受講生が利用しやすく、汎用性の高いウェブ会議サービスのアカウントを用意し、契約期間中に事業で使用することができるようにしておくこと。
3. 大阪府の行事等でウェブ会議サービスを使用する場合、100名以上の参加に対応できるようにすること。
4. 事業開始前に、受託者はオンライン環境の具体的な形式、内容、体制等を大阪府に提示し、必要に応じて協議の上、大阪府の承認を得ること。

(23) 効果検証・評価

【業務委託】

1. 事業の改善点等について確認するアンケート調査を定期的実施すること。
なお、アンケート調査の実施については、次の時点において、受講生を対象に、本事業の良かった点、改善すべき点等を問うアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケートの内容は事前に大阪府と協議し、内容について承認を得ること。
 - ① 海外進学準備講座（前期講座）の3回目の講座日まで
 - ② 海外進学準備講座（前期講座）の終了時
 - ③ 短期留学終了後、8月中
 - ④ 海外大学受験講座（後期講座）の終了時
2. アンケート調査の結果や、プログラムで実施する IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の結果等を活用するなどして、適切な時期に、事業効果の検証や評価、分析し、事業の改善を行うこと。また、分析結果等については、随時大阪府に報告すること。
3. 受講生個々の英語力、進路相談内容・進路状況の管理を行い、きめ細やかな個別指導を行うこと。
4. 成果指標については、仕様書1ページ『8 成果指標』を参照し、効果検証の測る際の基準とすること。

【提案を求める事項】

- (ア) アンケート調査の実施、実施手法
- (イ) 効果の検証・評価にかかる実施方法
- (ウ) プログラムの効果検証、評価を行う体制
- (エ) 受講生を対象としたアンケート調査の結果や、プログラムで実施する IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の結果等を活用した個別指導の体制
- (オ) 事業効果の検証、評価による事業内容の改善の方法
- (カ) 上記(エ)及び(オ)にかかる大阪府へ提出する帳票見本

(24) 業務の引継ぎ

【業務委託】

1. 当該年度の受託事業者は、次年度の委託業務が円滑に事業を実施できるよう、次年度の受託事業者に対し、必要な業務の引継ぎを行う。

2. 当該年度の受託事業者は、短期留学に関するリーズ大学関係者との調整方法等、具体的な事例に基づいて翌年度の受託事業者に業務を引き継ぐこと。
3. 当該年度の受託事業者は、引継ぎ書を作成すること。
4. 引継ぎ内容、引継ぎ書に盛り込む内容等については、別途大阪府と協議の上、作成すること。
5. 作成後、大阪府の承認を得たうえで提出すること。

1 1 プログラム実施にあたっての留意事項

- 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- 受託者は、具体的なプログラムの内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後 14 日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。
- 事業実施状況については、大阪府に随時迅速に報告すること。
- 新型コロナウイルス等感染症や世界の社会経済情勢等の影響により、実施スケジュール等に変更が生じる場合を想定し、対応を準備しておくこと。
- 受講生が 50 名に満たない場合（プログラム中に受講生数が減となった場合も含む。）は、受講生 1 名あたりの該当経費（教材費、IELTS 模擬試験費、IELTS 団体受検料、短期留学に係る渡航費の実費）及び 1 クラスあたりの経費を踏まえて委託費を減額する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受講生数に変更があった場合等については、大阪府と別途協議を行う。
- プログラムで実施する全ての IELTS 模擬試験及び IELTS 団体受検の Overall スコア結果の平均点が、出願資格である 4.0 未満となった受講生が発生した場合、受講生 1 名あたりの該当経費の 5% を委託費より減額する。なお、平均点は少数第 2 位を切り上げて計算する。委託費の支払いは契約完了後の精算払いとし、その他、受検において変更があった場合等については、大阪府と別途協議を行う。

※ただし、受講生の特別な事情や状況等がある場合を除く。

1 2 事業完了後に大阪府へ提出するもの

- 受託者は事業完了後、事業完了報告書及び成果物として、本事業の検証や評価、分析を行った帳票（10 企画提案を求める事項（23）（カ））、プログラム等一式を紙形式と PDF ファイル形式の電子データで大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

1 3 著作権等の取扱い

- 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。
- 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

【仕様書】

- 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

1.4 再委託について

- 採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
 - 業務の主要な部分を再委託すること。
 - 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
 - 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

1.5 個人情報の取扱いについて

- 個人情報の取扱いについて、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第49条第2項に基づく事業者指針（平成18年5月9日大阪府告示第1075号）を参考に適切に行うこと。

1.6 その他

- 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。

2025年度 おおさかグローバル塾受講生募集要項概要

1 受講生募集方針（アドミッションポリシー）

＜求める人物像＞

目的意識・関心

- ・ 高校等卒業後の進路として、海外の大学での学位取得をめざしている者
- ・ 世界に目を向け、様々な分野において活躍しようとする高い志を有する者

資質

- ・ 何事にも積極的に取り組めるチャレンジ精神の旺盛な者
- ・ 最後までやり遂げようと努力することができる者
- ・ 周りとのコミュニケーションをとりながら協力して行動できる者
- ・ 将来グローバル人材として大阪に貢献しようとする意志を有する者

英語力

- ・ 「2 対象者」に記載の英語力を有するとともに、海外進学に対応するため、日々英語力の強化に取り組むことができる者

2 対象者（次のすべてを満たす者）

- ・ 大阪府内に住所を有する者で、受講生募集期間末日現在、高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、中等教育学校又は高等専門学校（本科）（以下「高校等」という。）に在学中の生徒で以下の学年に属する者
 - ① 高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程・・・2年又は3年
 - ② 中等教育学校・・・5年又は6年
 - ③ 高等専門学校・・・4年又は5年
- ・ 在学する高校等の学校長が推薦する者
- ・ 学位取得のための海外進学をめざしている者
- ・ 英検2級、GTEC（4技能）920、IELTS4.0、TOEFL iBT45、TOEFL ITP（PBT）450、TOEFL Junior Standard 725、TOEFL Junior Comprehensive 315、TOEIC（IPを含む）520、国連英検B級のいずれか以上のスコアを有する者

3 募集概要

- ・ 募集時期 令和7年2月19日（水）から4月21日（月）まで
- ・ 募集定員 50名
- ・ 出願資格 上記2のとおり
- ・ 個人負担金 1名あたり240,000円
- ・ （なお、講座受講場所等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要なパスポート・ビザ等取得費用、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代、渡航に必要な検査料等の費用は、別途受講生の個人負担とし、個人負担金は、原則納付後の返還には応じないものとする。）
- ・ 出願書類（様式は別に定める）
 - ① 【様式1】入塾願書
 - ② 【様式2】志望理由書
 - ・ 志望理由（海外進学を志した理由含む）
 - ・ 海外進学の計画と、進学後の将来像について
 - ・ 大阪への貢献について

- ・ 自己アピール
- ③ 【様式 3】 在学する高校等の学校長の推薦書
- ④ 【様式 4】 誓約書
- ⑤ 英検、GTEC(4 技能)、IELTS、TOEFL iBT、TOEFL ITP(PBT)、TOEFL Junior Standard、TOEFL Junior Comprehensive、TOEIC (IP を含む)、国連英検のうち、保有するすべてのスコアについて提出。ただし、各資格で最もスコアの高いものを提出。例えば、英検準 1 級と 2 級を持っている場合は準 1 級のみでよい。
- ⑥ 出願書類提出チェックリスト

(参考 2)

旅行業法上の基本的旅行業務 (旅行業法抜粋)

(定義)

第 2 条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- (1) 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- (3) 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- (4) 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- (5) 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為

(登録)

第 3 条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

(別添様式)

独自様式での作成も可能とするが、以下様式の記載事項をすべて記載すること。

1 海外進学準備講座（前期講座）日程及び内容

	日付 曜日	科目	内 容
1	/ ()		
2	/ ()		
3	/ ()		
4	/ ()		
5	/ ()		
6	/ ()		
7	/ ()		
8	/ ()		
9	/ ()		
10	/ ()		
11	/ ()		
12	/ ()		
	/ ()		

2 短期留学日程及び内容（記載例）

日付 曜日	午前 午後	渡航先国 訪問地名	使用交通機関	日程の概要 (研修予定先名称及び内容等)	宿泊先 及び食事
/ ()	午前 午後		〇〇航空 〇〇便	関西国際空港発 (00:00)	機内
/ ()	午前 午後	〇〇市 リーズ市	バス (専用車)	〇〇空港着 (00:00) リーズ大学 (研修内容)	リーズ大学 寮 (夕食)
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後				
/ ()	午前 午後			関西国際空港着 (00:00)	機内

大学等での講義時間 数	合計	時間
----------------	----	----

3 短期留学代替プログラムの日程及び内容

(※「1 海外進学準備講座日程及び内容」、「2 短期留学日程及び内容」と同様の様式とする。)

4 海外大学受験講座（後期講座）日程及び内容

(※「1 海外進学準備講座日（前期講座）程及び内容」と同様の様式とする。)

5 年間広報スケジュール

年	月	広報活動分類 ①令和7年度受講生募集 ②年間を通した事業概要周知	具体的な広報内容
2025	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
2026	1		
	2		
	3		